

浦戸湾流入河川堤防整備検討委託業務プロポーザル審査委員会設置要領

1 目的

浦戸湾流入河川堤防整備検討業務を委託するにあたり、プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選考するために「浦戸湾流入河川堤防整備検討委託業務プロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を設置する。

2 審査委員会の構成

審査委員会は別紙の審査委員で構成する。

3 役 割

審査委員会の役割は次のとおりとする。

- (1) 企画提案の内容の審査
- (2) 契約の相手先となる候補者及び次点者の選定
- (3) その他、審査に関して必要と認めるもの

4 審査委員長の職務等

- (1) 審査委員長は会務を総理し、審査委員会を代表する。
- (2) 審査委員長に事故があるときは、あらかじめ審査委員長の指定する審査委員がその職務を代行する。

5 審査委員会

- (1) 審査委員会は、審査委員長が招集する。
- (2) 審査委員会の議長は、審査委員長があたる。

6 意見の聴取

審査委員長は、必要があると認めるときは、審査委員会に関係職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

7 事務局

審査委員会の庶務を行わせるため、事務局を高知県土木部河川課に置く。

8 守秘義務

審査委員会の審査委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 審査結果の開示

審査委員の氏名及び審査結果は開示する。

10 その他

この要領で定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、審査委員長が別に定める。

附則

この要領は令和8年1月16日から施行する。

(別紙)

役 職 名	職 名 又 は 所 属 な ど	氏 名
審 査 委 員 長		
審 査 委 員		
審 査 委 員		
審 査 委 員		
審 査 委 員		

浦戸湾流入河川堤防整備検討業務プロポーザル審査委員名簿 (順不同・敬称略)